

近畿大学病院
臨床心理学的評価業務委託運用規程

第1条（目的）

近畿大学病院（以下「病院」）と臨床心理学的評価業務受託会社（以下「会社」）との契約に基づき、病院における臨床心理士の運用規程を設ける。

第2条（資格）

臨床心理学的評価業務担当者（以下「担当者」）は、以下のアからウのいずれかの資格を有する者であること。

ア 臨床心理士

イ 大学等において臨床心理学を専門として学んだ者

ウ 上記に準ずる資格もしくは能力を有する者（治験に特化したトレーニングを修了した者）

第3条（契約）

病院の指定する書式によって会社との契約を行う。条文の一部を変更する際には、覚書を交わすものとする。

第4条（業務内容）

担当者は、治験責任医師の指揮・監督の下で臨床心理学的評価業務への対応もしくはこれに準ずる業務を行うものとする。

- 1) 治験に参加する可能性のある患者又は介護者に対する臨床心理学的評価業務
- 2) 治験に参加している被験者又は介護者に対する臨床心理学的評価業務

第5条（管理）

病院における担当者は、前条前段の業務においては近畿大学病院の職員である臨床心理士の指示のもとに業務を遂行するものとする。

第6条（改正）

本規程を改正する場合は、治験審査委員会の意見に基づいて病院長が行う。

附則 この規程は令和2年10月20日から施行する。

令和2年10月20日

近畿大学病院

病院長 東田 有智

治験審査委員長 光富 徹哉

臨床研究センター長 福岡 和也